

中土佐町立文化館及び旧美術館改修設計委託業務 プロポーザル実施要領

1. 理念・目的

役割を終えた旧美術館の象徴である「土壁の外観」とその歴史的価値を次世代へ継承しつつ、隣接する文化館図書室と一体的にリノベーションすることで、全世代が主役となる新たな図書館を開設する。図書機能を拡充し、本と人が出会う「知の拠点」としての心地よい静けさのある空間と、本を媒介に多世代が自然に交わる「交流の場」としての温かな空間を両立させる。町直営ならではの地域に寄り添った柔軟な管理運営による、住民に末永く愛され、地域の誇りとなる新図書館への円滑な移行を目指す。

本業務は、上記の理念のもと、中土佐町立文化館及び旧美術館を改修するための基本設計及び実施設計をおこなうものである。

この実施要領は、基本設計及び実施設計業務を委託するにあたり、設計者に相応しい受託者を選定するため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、柔軟な発想力と豊かな創造力、高度な設計技術力と先進技術を有する優れた設計者を選定することを目的とする。

2. 中土佐町立文化館及び旧美術館改修工事の概要

中土佐町立文化館は、かつての貯木場跡地を町の文化ゾーンとして整備する構想の一環として、平成元年8月に完成した。1階は図書室、2階はステージ付きの視聴覚ホールとなっている。

旧中土佐町立美術館は、平成元年6月、町出身の実業家である町田菊一氏により、『絵画を通して町民の芸術文化の意識高揚に寄与できれば』との篤志により、同氏のコレクションとともに白壁の土蔵造りの建物を町に寄贈され誕生した。貴重な絵画を津波被害から守るため、令和7年度に高台移転をおこなったことから、現在、建物の利用はされていない。

図書室機能を拡充し、幅広い世代の町民の居場所となる施設とするため文化館及び旧美術館の改修工事を実施する。

(1) 中土佐町立文化館及び旧中土佐町立美術館改修工事の概要

項 目	概 要
用 途	図書館
建設場所	高知県高岡郡中土佐町久礼6584番地1
敷地面積	約976m ²
施設規模	1、文化館（RC造） 文化館本体 延床面積 約470m ² ・1階 約230m ² 2階 約240m ²

	・その他 玄関、視聴覚ホール、書庫、映写室、湯沸室、トイレ等
	2、旧美術館（木造平屋建） 旧美術館本体 延床面積 約170㎡
	3、外構施設及び設備 ・アプローチ、庭園、駐車場等

(2) スケジュール

基本設計・実施設計	令和8年11月 ～ 令和9年3月
改修工事	令和9年7月 ～ 令和10年3月

※提案により設計期間の延長を検討することは可能。

3. 委託業務の概要

(1) 業務名

中土佐町立文化館及び旧美術館改修設計委託業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

①文化館及び旧美術館の建物本体調査業務

②文化館及び旧美術館の本体改修工事に係る環境に配慮した建築改修工事及びそれに付随する工事、電気設備及び機械設備設計業務

③外構工事設計業務

外構（アプローチ、庭園、駐車場等付帯施設含む）設計業務

※駐車場を設定する場合は、参考資料『文化館及び旧美術館の配置に関する資料』にて指定する敷地を利用すること。

④建築基準法、その他法令に基づく申請業務

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(4) 予算規模

中土佐町立文化館及び旧美術館改修工事の予算規模（外構を含む）は150,000千円以内（消費税等を含む）とする。

(5) 業務価格

本業務（基本設計・実施設計）の価格は14,430千円（消費税等を含む）を上限とする。

4. プロポーザルの概要

(1) 名称

中土佐町立文化館及び旧美術館改修設計委託業務プロポーザル

(2) 方式

公募型プロポーザル方式とし、プロポーザルの審査は「第一次審査」と「第二次審査」の二段階で実施する。

5. プロポーザルの主催者及び事務局

(1) 主催者

中土佐町

(2) 事務局

中土佐町 教育委員会事務局

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼6663-1

電話番号 0889-52-2661 (直通)

ファックス番号 0889-52-2013

E-mail アドレス kyoiku@town.nakatosa.lg.jp

6. 参加者の資格要件

参加者の資格要件は、次のとおりとする。

- ① 中土佐町の入札参加資格（令和8年度）を有した建築関係コンサルタント業務「建築一般」の業種登録事業者であること。ただし、登録されていない者であっても、参加表明書等の提出期限までに登録申請をし、高知県が受理した場合は参加資格を有するものとする。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づき、一級建築士事務所として登録された者であること。
- ③ 参加表明書等の提出時に中土佐町から指名停止等の措置を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者または同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの手続き中でないこと。
- ⑥ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- ⑦ 法人格を有し、かつ高知県内に本社を有している者であること。

7. 参加者等の条件

参加者ならびに総括責任者及び各担当主任技術者の条件は、次のとおりとする。

- ① 参加者は、中土佐町の入札参加資格（令和8年度）を有した建築関係コンサルタント業務「建築一般」の業種登録事業者（単体企業）とする。
- ② 参加者は、平成24年4月以降に日本国内で竣工または実施設計が完了した同種業務^{※1}あるいは類似業務^{※2}の実績を有すること。
- ③ 総括責任者及び各分野の担当主任技術者^{※3}は、それぞれ1名ずつ専任で配置すること。ただし、必要となる資格要件をすべて満たしている場合に限り、同一の技術者が「総括責任者」「建築意匠担当主任技術者」「建築積算担当

技術者」を兼務することを認める。なお、総括責任者及び建築意匠担当主任技術者を除く専門分野については、協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者が所属する事務所等は、本プロポーザルに参加できない。

- ④ 総括責任者及び建築意匠担当主任技術者は、参加表明書等を提出した企業の代表者又は直接的な雇用関係^{※4}にある常勤の技術者であること。
- ⑤ 総括責任者及び建築意匠担当主任技術者は、一級建築士であること。また、平成24年4月以降に日本国内で竣工または実施設計が完了した同種業務^{※1}あるいは類似業務^{※2}の実績を有すること。

※1：同種業務とは、令和6年国土交通省告示第8号別添二第一二号2類（美術館、博物館、図書館）に規定する用途の建築物の基本設計業務、実施設計業務または改修設計業務をいう。

※2：類似業務とは、令和6年国土交通省告示第8号別添二第一二号1類（公民館、集会場、コミュニティセンター等）、又は第一二号2類（映画館、劇場、研修所、警察署、消防署等）に規定する用途の建築物の基本設計業務、実施設計業務又は改修設計業務をいう。または、用途を問わず、延べ床面積200㎡以上の建築物の改修設計業務をいう。

※3：各担当分野の主任技術者とは、「建築意匠」、「建築構造」、「建築積算」、「電気設備」、「機械設備」等の分野を担当する主任技術者とする。

※4：直接的な雇用関係とは、総括責任者または各担当主任技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、出向者、派遣社員については該当しないものとする。

8. スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル実施の公告	令和8年 9月14日（月）
現地説明会 ^{※1}	令和8年 9月28日（月） 13時30分～
質問書の提出期限	令和8年10月 2日（金） 必着
質問に対する回答	令和8年10月 9日（金） まで
参加表明書等の提出期限	令和8年10月 2日（金） 必着
技術提案書等の提出期限	令和8年10月15日（木） 必着
第一次審査（書類審査） ^{※2}	令和8年10月23日（金）
第一次審査結果の通知 ^{※2}	令和8年10月26日（月）
第二次審査（ヒアリング）の実施	令和8年11月 2日（月）
審査結果の公表・通知	令和8年11月 6日（金） まで
業務委託契約書の締結	令和8年11月13日（金） まで

※1：参加希望者は令和8年9月25日（金）正午までに中土佐町教育委員会へ連絡を
してください。当日は開始時間までに中土佐町立文化館前までお越しください。

※2：提案者が3者以下の場合、第一次審査は省略します。

9. 関係書類の交付

(1) 応募関係書類

- ① 中土佐町立文化館及び旧美術館改修設計委託業務プロポーザル実施要領
- ② 中土佐町立文化館及び旧美術館改修設計委託業務プロポーザル
参加表明書等作成要領
- ③ 提出書類の様式

書 類 名	様式
参加表明書	様式第1号
設計事務所の概要	様式第2号
設計事務所の主要業務実績	様式第3号
設計事務所の同種・類似業務実績詳細	様式第4号
総括責任者の主要業務実績等	様式第5号
総括責任者の同種・類似業務実績詳細	様式第6号
各担当主任技術者の主要業務実績等	様式第7号
建築意匠担当主任技術者の同種・類似業務実績詳細	様式第8号
協力事務所の概要	様式第9号
技術提案提出書	様式第10号
技術提案書（業務実施方針）	様式第11号
技術提案書（課題に対する技術提案）	様式第12号
設計業務見積書	様式第13号
質問書	様式第14号

(2) 参考資料

- ① 中土佐町立文化館図面（当初）
- ② 中土佐町立文化館図面（改修後）
- ③ 旧中土佐町立美術館図面（当初）
- ④ 旧中土佐町立美術館図面（増築）
- ⑤ 文化館及び旧美術館の配置に関する資料

(3) 交付方法

中土佐町のホームページからダウンロードすること。

10. 質問及び回答

(1) 質問書の提出

参加表明書及び技術提案書等の提出にあたり、質問がある場合は、次の要領で質問書を提出すること。

- ① 提出期限：令和8年10月2日（金）午後5時 必着
- ② 提出先：事務局
- ③ 提出方法：質問書（様式14）を事務局へ電子メールで送信すること。
送信先メールアドレスは前述の事務局のメールアドレスとする。
- ④ 注意事項：電話、口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けないので注意すること。

(2) 質問書に対する回答

- ① 回答書は、令和8年10月9日（金）午後5時までの間に随時中土佐町のホームページに掲載する。参考資料に追加があった場合は、ホームページに掲載する。
- ② 質問書提出者への電子メール等での個別回答は行わない。

11. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類の様式及び部数

提出書類	様式	部数
参加表明書	様式第1号	1
設計事務所の概要	様式第2号	1
設計事務所の主要業務実績	様式第3号	1
設計事務所の同種・類似業務実績詳細	様式第4号	1
総括責任者の主要業務実績等	様式第5号	1
総括責任者の同種・類似業務実績詳細	様式第6号	1
各担当主任技術者の主要業務実績等	様式第7号	1
建築意匠担当主任技術者の同種・類似業務実績詳細	様式第8号	1
協力事務所の概要	様式第9号	1

(2) 作成方法

中土佐町立文化館及び旧美術館改修設計委託業務プロポーザル参加表明書等作成要領に基づき作成すること。

(3) 提出方法

- ①提出方法：事務局へ、（１）で指定する一式を持参または郵送にて提出、
合わせてPDFデータを電子メールにて提出。
※簡易書留、提出期限内必着のこと。
※メール1通あたりの添付データサイズの合計は7MB以下とすること。
複数に分けての提出も可能。大容量転送サービスの利用を希望する場合は、教育委員会まで連絡すること。
- ②提出期限：令和8年10月2日（金）午後5時 必着

1 2. 技術提案書等の提出

(1) 提出書類の様式及び部数

提出書類	様式	部数
技術提案提出書	様式第10号	1
技術提案書（業務実施方針）	様式第11号	10
技術提案書（課題に対する技術提案）	様式第12号	10
設計業務見積書	様式第13号	1

(2) 作成方法

技術提案書等は、本実施要領及び中土佐町立文化館及び旧美術館改修設計委託業務プロポーザル参加表明書等作成要領に基づき作成すること。

(3) 提出方法

- ①提出方法：事務局へ、（１）で指定する一式を持参または郵送にて提出、
合わせてPDFデータを電子メールにて提出。
※簡易書留、提出期限内必着のこと。
※メール1通あたりの添付データサイズの合計は7MB以下とすること。
複数に分けての提出も可能。大容量転送サービスの利用を希望する場合は、教育委員会まで連絡すること。
- ②提出期限：令和8年10月15日（木）午後5時 必着

(4) 技術提案書の課題テーマ

技術提案書は、次の業務実施方針と4項目の課題テーマに対する提案とする。

a. 業務実施方針

- ① 基本的な考え方（基本コンセプト）
- ② 業務の理解度を高め、より良い設計を行うための取組体制、取組姿勢、連絡体制、工程計画、動員計画、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他業務実施上の配慮事項等

b. 課題テーマ

- ◎ 課題１：既存建物を生かした繋がりのある設計についての提案
 - ・既存建物の構造や特性を生かす設計や工夫の提案
 - ・文化館と旧美術館、両建物と外構施設に、一つの施設としての繋がりを持たせる設計や工夫の提案
- ◎ 課題２：「にぎやかさ」と「落ち着き」が両立し、幅広い世代にとって利用しやすい設計についての提案
 - ・町民の集いの場としての「にぎやかさ」と、本来の図書室としての「落ち着き」を両立させる空間構成や施設ゾーニングの提案
 - ・利用者、職員問わず、幅広い世代にとって使いやすい施設となる工夫の提案
- ◎ 課題３：低コストを実現する設計についての提案
 - ・既存の設備や備品を再利用する工夫についての提案
 - ・改修後のランニングコストを縮減させる提案
- ◎ 課題４：切れ目のない図書サービス移行の工夫の提案
 - ・改修工事による休館期間を可能な限り縮減する工程計画や工夫の提案

※『中土佐町立文化館及び旧美術館改修設計委託業務 特記仕様書』の

1.2-⑧に記載の施設ゾーニング方針を基本とするが、それによらない提案も認める。

1.3. 選定の概要

プロポーザルの審査は、次のとおり第一次審査と第二次審査の二段階で行うこととし、第一次審査で3者を選定し（以下、「一次審査選定者」という。）、第二次審査で最優秀者と次点者を選定する。

(1) 審査実施者

第一次審査の審査は、中土佐町教育委員会事務局において以下の審査方法により実施する。第二次審査の審査は中土佐町立文化館及び旧美術館改修設計委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。

審査委員会の構成は、有識者3名、町職員4名とする。

(2) 第一次審査

a. 審査方法

審査は、評価基準に準拠して評価した得点に基づき実施する。

第一次審査	参加応募者が提出した書類等を審査し、3者の一次審査選定者を選定する。
-------	------------------------------------

b. 審査項目

参加表明書等の内容を次の評価項目で書類審査する。

評価項目	評価事項
事務所の能力 (業務経歴等)	技術者数、有資格者数、同種・類似業務実績
担当チームの能力 (技術者等の経験と能力)	総括責任者及び主任技術者等の資格・経験、業務実績
設計業務見積価格	見積価格

c. 審査結果の通知

① 第一次審査の結果は、応募者全員に文書で通知する。

なお、一次審査選定者に対しては、電話または電子メールでも通知する。

② 第一次審査選定者が何らかの事由で第二次審査への応募を辞退する場合は、第一次審査結果の通知を受けてから 3 日以内に電子メールで辞退の旨を送信しなければならない。

辞退が発生した場合は、選定されなかった者のうち第一次審査結果が良好であった者に対して、第二次審査への応募を打診することがある。

(3) 第二次審査

a. 審査方法

審査は、評価基準に準拠して評価した得点に基づき実施する。

第二次審査	技術提案書及びヒアリングの状況により、業務の実施方針、技術提案内容等を審査する。審査委員会は非公開とする。 第一次審査と第二次審査の総合的な評価によって、最優秀者と次点者を選定する。
-------	--

b. プレゼンテーション・ヒアリング

① 実施日程：令和 8 年 1 1 月 2 日（月）集合時間は別途通知する

② 開催場所：中土佐町役場 1 階 大会議室①

〒 7 8 9 - 1 3 0 1 高知県高岡郡中土佐町久礼 6 6 6 3 - 1

③ 実施概要：第二次審査については、プレゼンテーション 3 0 分以内・ヒアリング 2 0 分程度実施する。第二次審査に参加できる人数は 1 者あたり 3 名以内（パソコン操作者を含む）とし、プレゼンテーションは、各者で用意したパソコンを用いて様式第 1 1 号及び第 1 2 号に記載された範囲内で実施すること。

プレゼンテーションに際しては、町が準備するプロジェクター（パナソニック PT-RZ570）、スクリーン及び HDMI ケーブルを使用することができる。

なお、第二次審査の詳細については第一次審査選定者に別途通知する。

c. 審査項目

技術提案書の内容とそのヒアリング状況によって次の評価項目で審査する。

評価項目	評価事項
担当チームの対応 (業務の実施方針、取組体制 及び提案等)	業務実施方針の妥当性、工程計画・動員計画の妥当性、設計方針、取組意欲、各課題に対する提案の的確性、独創性、実現性

(4) 審査結果の通知

審査結果は、第二次審査参加者全員に文書で通知する。

なお、最優秀者に対しては、電話または電子メールでも通知する。

(5) 最優秀者の選定と公表

審査委員会は、受託予定者を1者選定し、審査結果を中土佐町のホームページにおいて公表するものとする。

1 4. 費用負担

参加表明書等の作成にかかる費用は、提出者の負担とし参加報酬（報償費）等は支払わない。

1 5. その他の事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 参加表明書等は、提出後の差し替えまたは再提出を認めない。
- (3) 技術提案書の提出は、それぞれの課題テーマにつき1案とする。
- (4) 提示した参考資料は本プロポーザル終了後、すみやかに削除するものとする。
- (5) 参加表明書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の技術者であることの了解を得なければならない。
- (6) 参加表明書等を提出した者が審査委員会委員、町職員、当該プロポーザル関係者と当該プロポーザルに関する不正な接触の事実が認められた場合は失格とする。
- (7) 参加表明書等が次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、すでに発表された物、同一あるいは類似の提案または盗用した疑いがあると認められたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
- (8) 審査に対する問い合わせには応じない。
- (9) 審査に対する異議を申し立てることはできない。

- (10) やむを得ない事情で日程等について変更が生ずる場合には、別途通知する。
- (11) 提出書類の著作権は、中土佐町に帰属する。
- (12) 提出書類は、プロポーザル選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示等に使用することがある。